

～かかりつけ **薬剤師・薬局の地域** での役割について～

担当薬剤師をきめて

服薬情報の一元的な把握と

それに基づく **薬学的管理・指導**



をいたします!

当薬局では、
担当薬剤師(かかりつけ薬剤師)
制度を導入いたします

- 1 患者さまがその薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備しております。
- 2 患者さまが、かかっている全ての医療機関を教えていただき、一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握するよう取り組み、薬歴に適切に記録いたします。
- 3 残薬がある場合には、お持ちいただき、次の処方に使ったり、不要な場合は破棄したり医師に相談して、確実な服用につながる指導や医師との相談など、心を込めて丁寧な服薬指導や副作用等のフォローアップを実施するよう取り組みます。
- 4 患者さまに対し、お薬手帳の意義・役割を説明し、記載方法についてのアドバイスをを行います。一人一人の患者さまが複数のお薬手帳を所持している場合には、一冊化・集約化に努めます。
- 5 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合には、患者の意向を確認した上で、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力いたします。
- 6 かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者さまにも、薬剤師が調剤や医薬品供給等を行う際の基本的な役割(薬歴管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理等)の周知に加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割や適切な選び方を説明し、かかりつけ薬剤師・薬局の助言を致します。

